

令和5年加美町議会第1回定例会会議録第4号

令和5年3月17日（金曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス 感染症対策室長	佐々木功君
企画財政課長	佐々木実君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
農業振興対策室長	鎌田裕之君
森林整備対策室長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君

保健福祉課長	森田和紀君
子育て支援室長	鎌田征君
地域包括支援センター 所長	千葉桂子君
上下水道課長	齋藤純君
会計管理者兼会計課長	大場利之君
小野田支所長	内海茂君
宮崎支所長	嶋津寿則君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
教 育 長	鎌田稔君
教育総務課専門監	福島恵美君
生涯学習課長	浅野善彦君
農業委員会事務局次長	今野典子君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局 長	猪股良幸君
次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主 事	鈴木智史君

議事日程 第5号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第36号 令和5年度加美町一般会計予算
- 第 3 議案第37号 令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第38号 令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第39号 令和5年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第40号 令和5年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 7 議案第41号 令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 8 議案第42号 令和5年度加美町霊園事業特別会計予算

- 第 9 議案第 4 3 号 令和 5 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第 1 0 議案第 4 4 号 令和 5 年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第 1 1 議案第 4 5 号 令和 5 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第 1 2 議案第 4 6 号 令和 5 年度加美町水道事業会計予算
- 第 1 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 1 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 1 5 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 1 6 委発第 1 号 加美町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について
- 第 1 7 請願第 1 号 大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願書について
- 第 1 8 所管事務調査の結果報告について
- 第 1 9 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 9 まで

午後2時45分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番高橋聡輔君、7番三浦又英君を指名いたします。

日程第2 議案第36号 令和5年度加美町一般会計予算

日程第3 議案第37号 令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第38号 令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第39号 令和5年度加美町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第40号 令和5年度加美町介護サービス事業特別会計予算

日程第7 議案第41号 令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

日程第8 議案第42号 令和5年度加美町霊園事業特別会計予算

日程第9 議案第43号 令和5年度加美町営駐車場事業特別会計予算

日程第10 議案第44号 令和5年度加美町下水道事業特別会計予算

日程第11 議案第45号 令和5年度加美町浄化槽事業特別会計予算

日程第12 議案第46号 令和5年度加美町水道事業会計予算

○議長（早坂忠幸君） お諮りいたします。日程第2、議案第36号令和5年度加美町一般会計予算から日程第12、議案第46号令和5年度加美町水道事業会計予算まで、以上11件はいずれも令和5年度予算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第36号から日程第12、議案第46号までを一括議題とすることに決定いたしました。

本件については、令和5年度予算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長のご報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長味上庄一郎君、ご登壇願います。

〔予算審査特別委員会委員長 味上庄一郎君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（味上庄一郎君） 令和5年度予算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第36号令和5年度加美町一般会計予算、原案可決であります。

議案第37号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第38号令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決であります。

議案第39号令和5年度加美町介護保険特別会計予算、原案可決であります。

議案第40号令和5年度加美町介護サービス事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第41号令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、原案可決であります。

議案第42号令和5年度加美町霊園事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第43号令和5年度加美町営駐車場事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第44号令和5年度加美町下水道事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第45号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第46号令和5年度加美町水道事業会計予算、原案可決であります。

なお、本委員会の付託意見を報告させていただきます。

令和5年度加美町一般会計及び特別会計予算について審査した結果、その必要性や効果などに疑念が生じるものが見受けられましたので、今後、速やかに改善を検討されるよう要望いたします。

令和5年度の一般会計予算は、前年度対比2億3,000万円増の総額132億9,000万円の増額予算となっています。これまでも行財政改革が最重要課題として取り組んでまいりましたが、予算編成に当たっては、ここ数年、大変厳しい局面に立たされ、現状の予算編成に限界を感じているという担当職員の悲痛な答弁に深刻な苦悩を察するところであります。

増額の要因として、町民生活に直結する道路改良事業や放射性汚染廃棄物対策事業の増額に加え、外的要因として電気料や物価高騰などの要因もあり、なかなか行財政改革の削減効果が実感できないという印象があります。

総務課所管の施策では、合併20周年記念事業について、開催時期や内容などの詳細が決まっておらず、明確な開催計画を早急に示すよう要望いたします。

危機管理室の所管においては、消防団の団員数減少が顕著であり、定員数を見直しても根本的な解決策にはならず、町民の生命と財産を守る意味からも増員の対策は急務でありますので、早急に対策を講じるよう要望いたします。

ひと・しごと推進課の所管する施策では、多くの事業の財源が国の地方創生交付金ではありますが、旧賀美石幼稚園舎に誘致されるドローン関連の企業の地元雇用があまり期待できないことや、旭地区の地域運営組織の活動内容について疑問を呈する質疑もありました。所管する最重要課題として、税収増に向けた企業誘致に重点を置いた施策に積極的に取り組むよう要望いたします。

企画財政課の所管においては、住民バスの運営について、路線変更や利用者に寄り添った運行を検討するよう要望いたします。

住民活動に対する補助金や負担金の考え方にも疑問を呈する質疑がありました。全ての補助金が減額になっていないとの疑問は毎年の予算審査で質疑されており、補助金や負担金の考え方に統一性を堅持するよう要望いたします。

補助金や負担金の考え方では、産業振興課所管の施策でも質疑が集中いたしました。イベントに対する予算のうち、ツールド347、SEA TO SUMMITのメンバーに対する登録料や委託料に疑問を呈する質疑が今回の予算審査でも多く出されました。本事業は、開催以来、いまだに参加人数が募集人員を満たすことなく、反面、メンバーに対する委託料と登録料は定額のみであり、行財政改革の方針とは相反するものであると言わざるを得ません。早期に事業の見直しを要望するものであります。

教育総務課の所管においては、学校魅力化推進事業について質疑が多くありました。中新田高校の全国募集に関する学生寮の整備事業は、全員協議会において当初予算に計上する旨の説明がなされましたが、その事業規模から賛同を得られず、取り下げられるなど、学校魅力化推進事業の具体的な内容が見えていないと言わざるを得ません。地域に根差した高校として存続させるため、小中高の連携を密にし、全国募集がしっかりと実を結ぶような、よりよい計画となるよう要望いたします。

生涯学習課の所管においては、公有財産の取得について質疑が多く出されました。バツホール東側の土地取得に関しては、民間事業者が取得する前に、中新田公民館建設に絡み一体的な取得を要望したにもかかわらず、今に至って残った土地を取得するという方針は整合性が見出せず、再検討も必要と考えます。

令和5年度は、合併20周年の記念すべき年であります。新生鳴峰中学校の開校や中新田保育

所の民営化移行期間など、未来の加美町を担う子どもたちにとって大切な年度となります。この子どもたちが将来にわたって加美町に住み続け、この町に生まれてよかった、住み続けてよかったと実感できる町にしていくのは私たち大人の責任であります。そのためにも行財政改革を長期化させずに果敢に断行しなければなりません。

企画財政課の審査において、予算編成を主導された職員の答弁では「予算編成手法にもてこ入れが必要と認識している。具体的には、令和6年の編成に向けて、スケジュールの見直しや枠配分を導入して各課が主体的に予算を編成するなどの手法も検討を進め、厳しい行財政改革を取り巻く情勢ではあるが、しっかり対応していく」と答えていただきました。

総括質疑において、令和2年に示された「10年で10億円削減」の方針を継続するのかわからないのか明確な答弁はされませんでした。このことは徹底して努力されるよう強く望むものであります。

猪股町長は、常に様々な施策に疑義が生じると「職員は本当によく頑張ってくれているので理解してほしい」と言われますが、町長の意向を受けた事業遂行のため実行する職員と、その陰に予算捻出のために心身をすり減らす職員がいることを肝に銘じるべきであります。職員皆さんが自らの仕事に誇りとやりがいを持って臨めるよう、その環境を整えてやることも町長としての大事な役目と考えます。職員が明るく仕事をするのが住民ファーストにもつながるものと信じます。

以上の付帯意見を付して、令和5年度一般会計及び各種会計予算についての委員長報告いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思っておりますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 令和5年度加美町一般会計予算並びに国民健康保険事業外9つの特別会計予算総額214億4,790万4,000円の認定に当たり、予算案に賛成の立場から討論を行います。

本年は、宮崎、小野田、中新田町の3町が固い絆の下、合併して節目の20年に当たります。町民の多くの期待を背負い、船出した加美町ですが、順調だった航海は東日本大震災で町の状況は一変、放射性廃棄物最終処分場の建設阻止、汚染牧草処理や風評被害との闘い、度重なる豪雨災害、コロナウイルス感染症の拡大等々、当たり前の日常生活が奪われましたが、町民の英知と努力により多くの困難を乗り越えることができました。

これら20年の歩みを経て編成した令和5年度の一般会計予算は、前年度比1.8%、2億3,000万円増の132億9,000万円と、前年度を若干上回る予算規模となりました。

本定例会初日、猪股町長からは引き続き町政のかじ取り役を担っていく決意表明があり、切れ目のない政策遂行に大きな期待と力強さを感じたところであります。

自主財源の確保が課題となる中、本町の一般会計歳入予算における自主財源比率は昨年度より1.3%アップし30.6%に、また自主財源の6割強を占める町税は前年度より6,128万円増の25億6,675万円を計上、固定資産税の増額分2,700万円のうち相当額がこれまで取り組んできた住ま居る住宅整備事業によるものです。地方消費税交付金は新型コロナウイルス禍からの景気回復を見込み4,000万円増の5億5,000万円を計上したほか、本町の歳入の根幹である地方交付税は、人口減少によるマイナス要因があるものの、前年度と同額の52億円と、震災復興のための利用自粛牧草農地還元事業分7,400万円を含む特別交付税3億2,400万円を見込んでおります。財源不足を補う基金繰入金は、総額8億3,200万円を計上し、このうち4億円を繰入れした財政調整基金は令和4年度末で本町の標準財政規模88億6,200万円の20%を上回る19億6,400万円の残高となるなど、総じて事務事業の取組においては余力と弾力性のあるバランスの取れた財政構造と言えます。

歳出予算については、8月に執行予定の町長選を控え、予算編成は人件費や管理経費を計上した骨格予算であることが読み取れます。本町の重点施策である子育て対策や移住定住事業、疲弊した農業振興への支援策等、継続事業に所要額を計上したほか、4月に開校する鳴峰中学校においてはスクールバスの整備や統合中学校の第2次改修工事に3億2,000万円を見込んでおります。骨格予算の中で特筆されることは、道路整備予算に昨年度より1億4,500万円余を増額し、3億6,200万円が計上されたことです。これまで公民館建設などで道路予算が圧縮され、遅々として整備が進みませんでした。予算の重点配分によって今後一段と進捗が図られるものと大きな期待を寄せるものであります。

公共施設の指定管理料については、行財政改革により管理施設は減少しているものの、観光施設や体育施設など36施設に前年度より3,300万円多い4億円近い費用が計上されております。

いずれの施設も燃料価格や電気料の高騰等が主な要因であります。このまま常態化すれば財政悪化の要因となりかねず、さらなる改革を望みます。

一方、役場庁舎などの公共施設のほとんどはかみでん里山公社からの安価な電力を購入し、さらに昨年5月に新たに開館した中新田公民館は県内初の屋根貸しによる民間所有の太陽光発電の導入により15年間にわたり無償で電気が供給されるなど、財政負担の軽減とCO₂（二酸化炭素）の削減等々、今日の原油価格や電気料金の高騰対策としてまさに一石二鳥、三鳥につながるものであります。前例にとらわれない発想の転換、アイデアが今後の自治体経営に求められるのではないかと。

以上、主要な歳入歳出予算を取り上げましたが、厳しい財政状況の中、財源確保に努力の跡が見られ、健全な財政運営に向けた取組に一定の評価をするものであります。

最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大から3年目となるコロナ禍において、マスク着用が解禁されましたが、油断は禁物であります。米国がくしゃみをすれば日本は風邪を引く、戦後の日本経済を象徴する言葉と言われてきましたが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で石油や石炭などの価格高騰と円安による物価高は、私たちの台所を直撃しております。過去に例のない経験と教訓から学んだものは、化石燃料を極力減らし、太陽光、風力、水力といった自然エネルギー切り替えていくことが肝要であり、CO₂（二酸化炭素）の削減による温暖化防止等、ひいては持続可能なまちづくりにつながるものと確信するものであります。

以上、令和5年度加美町一般会計予算並びに特別会計予算について賛成の立場から討論を行いました。認定くださるよう議員各位の賛同を切にお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） それでは、令和5年度一般会計予算ほか特別会計予算全般について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

初めに、令和5年度は加美町が誕生してちょうど20周年を迎える記念すべき年であります。合併に尽力されました関係者の皆さんに敬意を表するとともに、今後のさらなる発展を願うものであります。

また、この記念すべき年を祝うかのように、加美町の地方創生の取組が評価され、ふるさとづくり大賞総務大臣表彰を受賞されました。職員をはじめ事業に関わった全ての皆さんに心からの敬意を表するものであります。

令和5年度の一般会計予算を見ますと、先ほど来おっしゃっていますように、総額132億

9,000万円で、令和4年度と比較しますと2億3,000万円、率にして1.8%の増となっています。

増額の要因を見ますと、道路関係予算では道路維持費を7,200万円増額し、道路新設改良費では1億4,500万円を増額しております。また、継続事業であります利用自粛牧草の農地還元事業、いわゆるすきこみ事業では実施面積を令和4年度の2倍の22ヘクタール、処理量は440トンを予定し、事業費で約1億円を増額したことによるものであります。

さらに、ロシアによるウクライナ侵攻や円安による電気料などのエネルギー価格や物価の高騰は、各施設の維持管理費の増につながっているほか、観光施設等の指定管理料や大崎広域などの負担金にも影響を及ぼしており、そのことが予算総額の増加原因の一つとなっています。

今期増額した事業は、財源の裏づけのある事業で、道路改良事業については過疎際や辺地債などの有利な起債を見込み、利用自粛牧草農地還元事業については環境省の補助金と震災復興特別交付税を見込むなど、一般財源の持ち出しを抑え、財源の確保に留意しており、一定の評価をするものであります。

施政方針の中で令和5年度の重点施策として、町民の福祉の向上のために、さらなる住民サービスの向上に努めるとともに、一部組織を改変し、脱炭素社会の実現、地域ぐるみの有機農業の推進、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、教育力の向上に積極的に取り組むとしており、その実現のための予算が盛り込まれております。

脱炭素社会の実現では、SDGsの理念に沿って地球温暖化対策実行計画を策定し、脱炭素先行地域づくり事業や重点対策加速化事業に取り組み、ゼロカーボンシティ宣言、脱炭素先行地域認定も視野に入れており、その実現に大いに期待するものであります。

我が町独自の新電力、かみでん里山公社の令和4年度の経済効果も大きく、実績3,000万円の削減、純利益3,000万円、その収益の一部を加美町消防団、大崎広域各市町村に寄附、そして残りを積み立てるなどの活用ができるようになりました。今後、地産地消でのエネルギーの自給率向上、非常時の電源確保を期待するものであります。

有機農業の推進では、有機農業に取り組む農家に対して環境保全直接支払交付金事業などにより支援するとしています。

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進では、外部の専門的知識を持ったクリエイティブな人材を活用した新たななりわいの創出や若者が働きたくなる環境の整備に加え、ドローンを農業や防災に活用することで、地域の課題解決につながることを期待するものであります。

教育力の向上では、今年4月に開校いたします鳴峰中学校に加え、中新田中学校にも学校コ

ーディネーターを配置し、学校と地域をつなぐ探求型の総合的な学習に取り組むとしており、中新田高校については引き続き地域創造学や総合的な探求学習に加え、全国募集のためのプロモーションを支援するなど、その取組に大いに期待するものであります。

以上のことから、今回の予算は町の課題対応型の予算とも言えると思います。歳入で貴重な自主財源であります町税等の確保においては、納税者の利便性の向上に努めながら県内でもトップクラスの収納率を維持しており、税外収入であるふるさと納税や企業版ふるさと納税による寄附金については、返礼品の提供業者の開拓や返礼品の充実などにより寄附額の増加につなげております。誠意ある職員の努力を高く評価するものであります。

一方、歳出では、物価高騰で管理経費の増加を余儀なくされながらも、人件費の減少や公債費の抑制など行政改革の取組が反映されていることが予算審査で確認することができました。また、道路整備は増額するも有利な起債を充て、起債総額は前年度から抑制している点、各種事業においては国・県の補助事業を活用し、移住促進事業などには特別交付税を充当するなど財源確保に配慮した予算編成であり、一定の評価をするものであります。

少子高齢、生産年齢人口の減少、これは全国の小規模自治体が直面している事態であります。財政疲弊状況の中、我が町は予算規模の圧縮を行わず、むしろ拡大、新しいビジョンでの地方創生への投資的策定がされ、推進されることは、今後の地域経済にとって大いに期待、評価されるものと思います。

以上、令和5年度予算について賛成の立場から討論させていただきました。

議員各位のご賛同方をよろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第36号令和5年度加美町一般会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、議案第36号令和5年度加美町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、議案第37号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、議案第38号令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号令和5年度加美町介護保険特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、議案第39号令和5年度加美町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号令和5年度加美町介護サービス事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、議案第40号令和5年度加美町介護サービス事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、議案第41号令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号令和5年度加美町霊園事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、議案第42号令和5年度加美町霊園事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号令和5年度加美町営駐車場事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、議案第43号令和5年度加美町営駐車場事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号令和5年度加美町下水道事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、議案第44号令和5年度加美町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、議案第45号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号令和5年度加美町水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、議案第46号令和5年度加美町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（早坂忠幸君） 日程第13、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、中新田地区の道塚健一氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、総務大臣に人権擁護委員の候補者の推進に当たり、議会の意見を求めるものであります。

任期は、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間となりますが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱となり、その手続に約3か月を要するため、今議会に諮問するものであります。

なお、議案資料に略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり道塚健一さんを答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第14 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（早坂忠幸君） 日程第14、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案件につきましては、小野田地区の古内晴男氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに伊藤延夫氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、総務大臣に人権擁護委員の候補者の推進に当たり、議会の意見を求めるものであります。

任期につきましては、諮問第1号と同様であります。

なお、議案資料に略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり伊藤延夫さんを答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第15 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（早坂忠幸君） 日程第15、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、宮崎地区の早坂貴美代氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに浅野盛夫氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、総務大臣に人権擁護委員の候補者の推進に当たり、議会の意見を求めるものであります。

任期につきましては、諮問第1号と同様であります。

なお、議案資料に略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり浅野盛夫さんを答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第16 委発第1号 加美町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第16、委発第1号加美町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明をお願いいたします。

産業経済常任委員会委員長、ご登壇願います。

〔産業経済常任委員会委員長 木村哲夫君 登壇〕

○産業経済常任委員会委員長（木村哲夫君） それでは皆様に趣旨の説明をさせていただきます。

産業経済常任委員会は、この2年間、町の産業、特に商工業者の皆さん、そして誘致企業の皆さんと意見交換をしまいいりました。この厳しい中小企業を取り巻く情勢の中で、この条例をつくり、少しでも支援していきたいということで、1年間かけて議論をしまいいりました。議員の皆様、委員の皆様、そして執行部の皆様と協議をしながらまとめ上げました。

その目的について、まず説明させていただきます。

第1条、目的、この条例は、本町における中小企業者及び小規模企業者が地域経済に果たす役割の重要性を鑑み、その振興に関し基本理念を定め、町、中小企業者等、産業団体等及び町民の役割を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、その持続的発展をもって地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的としております。

そして、第10条に計画の策定を盛り込みました。

第10条、町長は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の推進を図るため、中小企業

及び小規模企業の振興に関する基本的な計画を定めるものとする。

2、基本計画を定めるときは、あらかじめ中小企業者等及び産業団体等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

このことについては、商工会関係者などからも非常に期待されております。何としてもこの地域の産業経済のために条例をつくり、執行部並びに議会の皆さん、町民の皆さんが力を合わせて町の産業振興に努めていきたいと考えますので、ぜひともこの条例をお認めいただけますようお願いを申し上げます、趣旨の説明といたします。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより委発第1号加美町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、委発第1号加美町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定については原案のとおり決定しました。

暫時休憩します。15時50分まで。

午後3時38分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第17 請願第1号 大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願書
について

○議長（早坂忠幸君） 日程第17、請願第1号大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願書についてを議題といたします。

再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会に付託しておりました本件について、委員長の報告を求めます。

再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会委員長、ご登壇願います。

[再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会委員長 伊藤 淳君 登壇]

○再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会委員長（伊藤 淳君） それでは、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会の審査結果を報告いたします。

令和4年12月9日に本委員会に付託されました請願第1号大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願書について、審査の結果、次のとおり決定されましたので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

要旨の1、加美町にある大規模風力発電計画について、当該2社（株式会社グリーンパワーインベストメント、日本風力エネルギー株式会社）に対し、町民の理解を得ない限り、絶対に事業を進めることのないよう強く求めてください。

審査結果は、不採択とすべきものであります。

意見として、町民の理解を得たとの判断は困難であり、不採択とすべきものと決定いたしました。請願者の不安や懸念に配慮すべきとの意見がありました。加美町長に対し、法令に基づき実施される住民説明会等において町民の理解を得ながら事業を進めるよう事業者に指導することを望むものである。

要旨の2、加美町にある大規模風力発電計画について、加美町長、宮城県知事、国（関係省庁）に対し、町民の理解を得ない限り、絶対に事業を認めることがないよう、白紙撤回も視野に入れるよう強く求めてください。

審査結果は、不採択とすべきものであります。

意見として、法令に基づく許可基準を満たす場合には、関係機関において許可され、事業計画が認められるものであり、風力発電事業者に対し、法令に基づき実施される風力発電事業計画について白紙撤回を求めることはできず、不採択とすべきものと決定しましたが、請願者の不安や懸念に配慮すべきとの意見もありました。加美町長に対し、町民の理解を得られる努力をすることを望むものである。

要旨の3、加美町長に対し、大規模風力発電計画における全ての保安林について指定解除の同意書を出さないよう強く求めてください。

審査結果は、不採択とすべきものであります。

意見として、加美町長が全ての保安林についてその指定解除の同意書を出さないことは、民有地、財産権との関係で困難であり、不採択とすべきものと決定しましたが、請願者の不安や

懸念に配慮すべきとの意見もありました。加美町長に対し、既に町長が公に表明しているとおり、同意しないことを望むものである。

要旨の4、加美町長に対し、大規模風力発電計画において町有地を貸与しないよう強く求めてください。

審査結果は、不採択とすべきものであります。

意見として、普通財産の管理権限は法令の規定により町長権限であり、過度の規制を行うことは望ましくなく、不採択とすべきものと決定した。加美町長においては、今後も加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の基本理念を遵守し、町有地の貸与については適正かつ慎重な対応を望むものである。

要旨の5、加美町と合同会社JRE宮城加美が締結した地上権契約の内容の検証を行ってください。

審査結果は、採択すべきものであります。

意見として、加美町長に対し、町民の不利益にならないか地上権契約の内容検証を行いつつ、今後締結する協定書において、契約書の条項で読み取れないことや必要なことを明記し、町民の不安を取り除く協定書とするよう求めるものである。

要旨の6、大規模風力発電事業において、企業と町が協定や契約を結ぶ場合には、議会の賛同を得るよう強く求めてください。

審査結果は、採択すべきものであります。

意見として、加美町長に対し求める。

また、付帯意見を加美町長に送付することを適当と認め、採択すべきものと決定した請願については、その処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認める。

以上、報告を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会において十分に尽くされたものと思っておりますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。討論ございませんか。1番尾出弘子さん。

○1番(尾出弘子君) では、反対討論をいたします。

大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願について、請願に不採択の立場から討論いたします。

要旨1で趣旨説明されている「加美町にある大規模風力発電計画について、当該2社(株式会社グリーンパワーインベストメント、日本風力エネルギー株式会社)に対し、町民の理解を得ない限り絶対に事業を進めることのないよう強く求めてください」とありますが、大規模風力発電事業については、着工中の事業を含め、事業者においては法令に基づき国・県の諸手続を経て、これまで配慮書、方法書の公告、縦覧、環境影響調査の実施等々計画が進められていることは承知のことです。

加美町の未来を守る会では、これまで仙台などの街頭署名活動を行い、本年1月、加美郡の風力発電を考えるネットワーク発行の風力発電ニュースには「令和4年10月28日現在で白紙撤回を求める署名は電子署名1万7,829筆を含む2万4,464筆を集めた」とありますが、実質的に風力発電事業に反対の意思表示をした人は町内でどのぐらいいるのか。

今回の請願要旨1に「町民の理解を得ない限り」とありますが、どこまでの範囲を指しているのか範囲が曖昧であり、納得できるものではありません。実際、私の周りにも風力発電反対について、今般の電気代の高騰を受け、「こんな状況なのに何を考えているんだ」と怒っている人もいます。

要旨2においても、「町民の理解を得ない限り絶対に事業を認めることがないよう白紙撤回も視野に入れるよう強く求めてください」とありますが、大規模風力発電事業は、これまで開催された説明会の中でも、環境影響評価法、森林法、自然公園法、建築基準法、文化財保護法等々、事業者が関係法令に基づき、国の厳しい審査をクリアし、認可を受けて事業を進めているもので、町に中止させる権限はないと認識しています。

要旨3、要旨4についても、財産権の侵害や行き過ぎた規制は民主主義の趣旨に反するものであり、特別委員会での不採択は当然のことです。

要旨5において「地上権契約の内容の検証を行ってください」とありますが、どのような契約も対等な立場で互いの信義に基づき締結するものであり、加美町と合同会社JRE宮城加美が締結した条件つき地上権設定契約については、契約は適正に行われており、町が不利益を被るような内容でないため、検証の必要はなく、さらに要旨6についても議会の権限の範疇外であり、悪い先例はつくるべきではないと思います。

加美郡の風力発電を考えるネットワーク発行の風力発電ニュースには「環境影響評価法は厳しい法律ではありません」と明記されていますが、環境影響評価法一つを取り上げ、厳しい法律ではないと一方的に宣伝するやり方は、何を根拠としているのかフェアではなく、不安を助長させ、混乱を招くばかりであり、どういう意図をもって掲載したのか見識を疑わざるを得ません。これらの風力発電ニュースなどの正確ではない情報をうのみにして「反対」という人もいます。まさに言葉の暴力であり、不適切であると思います。

以上の理由により、大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願については願意妥当性を欠き、実現性も困難なことから、全ての要旨について採択できるものではありません。

委員各位の特段のご理解を申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。討論ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 私は、加美町の未来を守る会、加美の風力発電を考えるチーム小野田、加美の風力発電を考えるチーム中新田、以上3団体から提出された6項目から成る請願全てを採択すべきという立場から討論を行うものであります。

まずは、これまで特別委員会では視察調査や勉強会などを通して、風力発電事業による森林開発や健康被害などの諸問題を共通の認識と捉え、推進、共生、反対の立場であっても議論をまいりました。

加美町の風力発電事業は、建設中の10基を含む計画が全国でも異例の規模であり、その動向は全国から注目を集めています。昨日の国会においても与党の議員から山筋の尾根に巨大風車を建設することの是非について、経済産業省の特別委員会でも議論がなされております。

今回、議会に提出された請願は、議会の権限を超えているという意見もあります。しかし、私たち議会議員は二元代表制の一翼を担う町民の代表であります。町民の声に耳を傾け、その声を町執行部に届けて、共によりよい町を三位一体となって築いていくことが本来の役割であると考えます。

推進を要望する町民も反対の請願を提出した町民も同じ加美町民であり、どちらの声も切実な思いが伝わってまいります。

推進の要望書を出された宮崎部分林保護組合協議会の皆様は、現在の林業の現状を切実に訴えるものであり、高齢化による後継者不足や林道の整備などを訴えております。しかし、このことは、本来、町が対策を講ずるべき政策であり、営利目的で風力発電事業を進める民間事業者に肩代わりさせるべきものではないと考えます。

一方、反対の請願を提出した町民の皆様は、自然豊かな森林を開発することによる土砂災害や目に見えない低周波による健康被害、さらには景観が損なわれるのではないかとといった身体的、精神的な不安が反対の理由であります。このような不安を理由に反対することは、加美町に住む町民としてごく当たり前の権利であり、このような心配は一切ないということを科学的に証明できない限り、町民は納得できるものではないと考えます。その心情を一分も酌み取らない結論を出すことは、議会制民主主義を議会自らが否定してしまうことにならないでしょうか。

請願要旨の1から4項まで、いずれもその内容を議会として当該2社と町長、県知事、国の関係機関にそれぞれ求めてほしいというものであり、議会の権限を超えた強制力を持つものではないと考えます。

5項の地上権契約に関しては、町の顧問弁護士は問題ないとし、反対住民を支援する弁護士は問題があるとしています。同じ弁護士の意見が対立している以上、第三の弁護士に検証していただくことが最善の方法であると考えます。また、昨年12月定例会一般質問において「契約内容の不十分な点は改めて結ぶ協定書で明記する」と答弁していることから、町当局もその不備を認めているものと考えます。

6項においても、議会の監視機能という役割を鑑み、今後検討していくべき項目であります。よって、いずれの項目も議会の権限を超えるものではなく、採択すべきものと考えます。

加美町を中心とする県北部に計画されている風力発電計画には、加美町と隣接する自治体の市長、町長が住民や議会の意見と判断を尊重し反対を表明しています。加美町だけのことではない状況であり、決して周辺自治体の首長判断を否定するようなことがあってはならないと考えます。また、県においては、風力発電を想定した新税の検討に着手し、山林以外の適地に事業を誘導する方針に転換しております。

再生可能エネルギーの必要性は、反対の請願を提出した町民でさえ認めていることであり、私も異論はありません。しかし、本町で進められている計画はあまりにも唐突で、その数の異常さは周知のとおりであります。国の進める政策と法に基づいて利益を追求する民間事業者との目的が合致することとはいえ、そこに住み続けてきた住民の理解を得て、住民と共生する事業となるには長い時間を要するものであり、今はそのときではないと考えます。将来、私たちの子孫が必要と認めたとき、今度は業者任せではなく、町が主体となって、全町民から支援されて行われるべき事業と考えます。

以上の理由から、議員皆様の良識ある判断を賜り、本請願に挙げられた全ての項目を採択し

ていただきますようお願い申し上げます、私の討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 請願書を上げられました加美町の未来を守る会の皆様の加美町の自然に対する深遠なる思いに、改めて敬意をもって討論をいたします。

私、佐々木弘毅は、今般、加美町の未来を守る会より加美町議会に上げられました大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願の要旨1、2、加美町にある大規模風力発電計画について、「当該2社に対し、町民の理解を得ない限り絶対に事業を進めることのないように強く求めてください」というものと「町民の理解を得ない限り絶対に事業を認めることがないよう白紙撤回も視野に入れるよう強く求めてください」という項目に対しまして、反対、不採択の立場から討論をいたします。

今より13年前に再生可能エネルギー政策基本法が閣議決定され、計画が始まりました。その後、2022年4月にFIT法の改正、規則が整備されまして、現在は再生可能エネルギー事業者にとっては非常に厳しい審査を経て、経済産業省から特定事業者として認定されることになっています。当該2社も、また工事進行中のJREも同様に法的に位置づけられました審査機関でウインドファーム認証のクラスNK型を取得している企業でございます。国や道路公団がダムや高速道路を造っていく事業と同格の第一種事業として位置づけられているものでございます。当然、環境影響評価の多項目にわたっての専門家による厳しい審査が、そして提言があるわけでございます。関連許認可手続では、森林法、砂防法、地すべり等防止法、道路法、文化財保護法、電波法などなど優に20法以上の関係法令を遵守して進めていかなければなりません。

今般の請願全般を通して気になる表現は、「町民の理解を得ない限り絶対に」、そして「白紙撤回」という表現です。他自治体も含め自然環境等々、再生可能エネルギー発電設備設置等の調和に関する条例には、市民や町民という表現ではなく、住民等と記載されています。住民等の解釈はこうです。事業区域を含む行政区または事業の実施により自然環境に一定の影響がある区域に居住する者及びこれらに所在する法人その他団体並びに事業影響区域に土地または建物等を所有する者と明記されております。どうも直接の利害関係者ではない方々の声が大き過ぎるように感じるものであります。

私が調べた限り、日本風力エネルギー株式会社は、事業実施区域の宮崎地区では住民対象に何度となく説明会をしています。区長さんたちへの熱心な説明会もあって、昨年7月28日に青森県中泊風力発電所への視察研修になったと聞いております。参加されました18名の区長さん

のほとんどが風力発電への不安が一掃されて安心感を持ったと聞いております。まさに百聞は一見にしかずでございます。町の複数の職員も検証のために当地区を視察してまいりました。

「広報かみまち」の令和5年2月1日発行の紙面には現地視察レポートが掲載されております。

そして、昭和29年から山を回り、間伐、伐採、植林で森林を育てていらっしやった宮崎部分林組合の約200名からの風力発電事業の推進の要望も令和4年9月27日に議会に提出されています。こういった直接の利害関係者が推進を望んでいるのです。山を守ってきた人たちが、新しい手法で、荒れてしまった山の自然を何としても守ってほしいと願っているのです。ここでも役員の方々に丁寧な説明会を何度もしたと聞いております。そして、今年2月1日、宮崎西部旭地区の有志も、今まで口を重くしておりましたが、推進の要望書を加美町議会と町長に提出いたしました。これは新聞にも掲載されております。反対の声が大きい中、これは非常に重い、地元の方たちの行動です。非常に大きな決意であると私は理解をしています。風力事業への不安の渦中でも地域振興への期待を風力事業の学びの中から感じ取ったのでしょう。

全ての事業にはメリットもデメリットもございます。真摯に一つ一つ検証していくことが大切であると考えます。風車は敵なのでしょうか。風車は本当に景観を壊すのでしょうか。風車は山の自然を破壊するのでしょうか。今、子どもたちは教科書で日本の新しいエネルギー施策の新しい景色を学んでいます。真実かどうか。住民福祉につながるか。新しい時代に対応していくか。共生共栄していくか。

以上のことから、政治的決断をし、私は住民の理解はされてきていると判断し、また白紙撤回も視野に入れるとは、推進を願う切実な利害関係者の権利、財産権の声を黙殺することであり、一義に対しては、願意に妥当性、実現も困難、到底容認はできませんと判断し、不採択と表明いたします。真実かどうか、住民福祉につながるか、新しい時代に対応していけるか、共生共栄をしていくか、どうぞ議員各位の賢明なご判断をお願い申し上げます、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 私は、本請願は、憲法第16条に規定された国民の権利であり、この地域に174基計画の風力発電設備により健康被害などを心配する多くの町民の方々にとって、憲法第25条1項に規定された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利であると思っております。

請願の審査に当たり、請願要旨ごとに①願意が妥当であるか、②実現の可能性があるか、③議会の権限事項に属する項目かについて、賛成の立場から私の考えを申し上げます。

まず、請願要旨1及び2についてであります。

①願意については、町民の理解を得ながら進めてほしいという要旨であり、妥当であると私は考えております。

②実現の可能性について、意見書の一部を紹介いたします。

初めに、加美町長から宮城県知事に宛て提出された令和3年5月12日、第51号の（仮称）宮城西部風力発電事業に係る環境影響評価書に対する意見書の中で、1. 全般的事項（1）の中に「大規模な事業であるため、住民の生活環境や自然環境への影響が懸念される。住民にとって加美町の自然、景色、静音は、日常生活の一部であり、事業を進める上では住民等に対し広く周知し、十分な理解を得ることが不可欠である」、中を飛ばします、「十分な理解を得ながら事業を進めること」と記載されております。

次に、宮城県知事から経済産業大臣宛てに提出した令和3年7月8日、第89号の（仮称）宮城西部風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見についての中で、1. 全般的事項（5）の中に「事業区域周辺の住民、立地する加美町及び関係者に対し環境影響に対する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること」と記載されております。

このように、町、県ともに「理解を得ながら事業を進めること」と意見しております。さらに、国の動きを見れば、日本経済新聞2022年12月5日の記事や2022年12月5日付の経済産業省資源エネルギー庁中間取りまとめ（案）からも「地域住民の理解は欠かせない」と明記されております。したがって、住民の理解を得ながら進めてほしいということは実現可能であると私は思います。

③議会の権限事項に属するかに関しては、議会発議、委員会発議で制定した加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例及び施行規則があります。この条例の運用に関する監視も議会の権限であると思います。

以上のことから、採択すべきと考えます。

次に、請願要旨3及び4についてであります。

①願意については、保安林解除は、水源涵養、土砂の崩壊、その他災害の防備のため、同意しないしてほしいという要旨であります。私は妥当であると思います。

②実現の可能性について、先ほどの意見書の一部をまたご紹介いたします。

初めに、加美町長から宮城県知事宛てに提出した令和3年5月12日、第51号の（仮称）宮城西部風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見の中で、1. 全般的事項（2）の中に「対象事業、実施区域及びその周辺には水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地、土砂災害危険区域（地すべり及び土石流）、土地災害危険区域（土砂流出危険溪流並びに地す

べり危険箇所）及び地すべり地形が含まれている本区域での事業実施に伴い、土地の改変や森林の伐採による水源涵養機能の低下、土砂の流出、地すべりの発生等により、対象事業実施区域周辺に甚大な被害を及ぼすことが懸念される」と記載されております。

次に、宮城県知事から経済産業大臣に宛て提出した、同じく令和3年7月8日、第189号の（仮称）宮城西部風力発電環境影響評価方法書に対する意見についての中から、2. 個別的事項（2）の中に「事業区域及びその周辺には加美町の水源保全区域が存在する」、また（3）の中には「水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地、土砂災害計画区域、地すべり地形の移動及び滑落岩等が存在している」と記載されております。

以上のことから、町も県も水源の保全と土砂の崩壊などの懸念を意見しており、したがって実現の可能性があると考えております。

③議会の権限に属するかに関しては、さきの定例会一般質問での答弁で町長は「保安林の指定解除については同意しない」と発言しております。議会として監視することは当然だと思います。以上のことから、採択すべきと考えます。

最後に、請願要旨5及び6について、願意については、町有地の地上権設定内容などに町に対する不利益があるのではないかという疑問があり、検証してほしい、また重要な契約には議会も関与してほしいとの要旨であり、妥当であると思います。

②実現の可能性については、請願が採択された後に、第三者の法律家の判断や、他の事例を調査するなどの特別委員会で調査を行うことが可能であると思います。

③議会の権限事項に属するかに関しては、町とJRE宮城加美合同会社が締結した条件つき地上権設定契約第12条第2、3、5項に権利放棄の条文があります。地方議会の議決すべき事項については地方自治法96条第1項10号に「法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」と規定しております。契約時点で議会の議決が必要ではなかったかと思われます。

以上のことから、採択し、議会として調査研究を行うべきと思います。

以上、賛成討論といたします。

議員各位のご理解と賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 大規模風力発電から加美町の暮らしと環境を守る請願について、反対の立場から討論に参加いたします。

請願書の前段にありますように、加美の自然を守りたい、それを次の世代まで残しておきた

いというふるさとへの思いは、私も共通です。同じです。

しかしながら、私たちは開発という名の下に、これまでかなりの自然を破壊しながら現在の快適な生活を享受しているという側面も忘れてたくありません。現代の便利で快適なライフスタイルをそのままにして、自然を守ろう、自然を壊すなどと言ってきた自分をも顧みながら、地球温暖化を抑制するためにCO₂の排出量を減らすとか、海外の化石燃料に依存している国内のエネルギー自給率を高めるために、エネルギー消費をどうしたら抑えられるのか、さらにはエネルギーを確保するための方策について、私は無関心ではられません。

また、足元の加美町部分林組合が訴えているように、手入れもせずに現在のまま放置しておくことが自然を守ることにはなりません。今こそ共に考えてみようではありませんか。

さて、本題の請願項目ですが、①町民の理解を得ない限り絶対に事業を進めないよう求める。今さらですが、説明もしないうちに事業を進めている、いつの間にか進んでしまったという声をよく聞きますが、2015年から事業開始までに、事業者は地権者にはもちろん、近隣住民対象に、私が調べたところでは10回余りの説明会、面談を実施しています。JRE宮城加美ウインドファームの場合は、民有地の地権者の同意を得た上で事業が始められたことは間違いのない事実です。また、全町民対象に配慮書や方法書の縦覧、これは公民館とか役場の玄関にこんな厚い冊子を置いておくものなのですが、なかなか一般的ではないので、見る人も少なかったと思いますが、縦覧や説明会をこれまでに5回ほど開催しています。

②白紙撤回も視野に入れるよう強く求めることについて、事業の白紙撤回ということは、JR宮城加美ウインドファームとの契約ばかりか、国、金融機関など全ての契約や手続を一方的に破棄することになります。既に各法令に基づく許認可などを経た上で事業が進行し、地元の業者も工事に加わっています。ましてや、風力発電建設予定地には民有地があり、6基建設予定地の地権者の財産権を侵害することになりはしないでしょうか。いやいや、違うと、頭で「ノー、ノー」と言っている方もおりますが。さらに、事業者の訴えにより裁判などが起こされた場合の責めは誰が負うのでしょうか。議会はそれらの責めを負うことはできません。議会の権限に属する内容ではありません。実現の可能性もありません。

③全ての保安林の指定解除の同意書を出さないように求める。

④町有地を貸与しないように強く求めるとあります。

ただいま賛成討論者が加美町の意見書を詳しく紹介してくれました。そのように加美町のスタンスが分かるような意見書を何度も町は出しています。定例議会においても、度々私の質問に対して町は風力発電事業に対するスタンスを明らかにしています。要するに、公益性がない

限り保安林の解除はしないと声明しています。過度の開発をすることで自然が破壊されたり災害が誘発されることや、健康被害が起きるような場所に建設することについては、意見書として県に提出しています。業者に対しては計画の見直しも視野に入れるよう申入れをしています。もちろん、請願書にありますように、加美町総合計画基本構想の中にあります土地利用構想においては、土地の利用については公共の福祉を優先させ、自然環境の保全に配慮するとあります。これらを遵守する姿勢は、これまで定例議会等で話してきた町のスタンスの中で十分うかがい知ることができると私は思っています。

⑤加美町と合同会社JRE宮城加美が締結した地上権契約の検証を行うことについてですが、4点申し上げます。

1点目、JRE宮城加美ウインドファームと町の弁護士の話合いの下で契約が成立しているという事実があります。

2点目、2022年10月4日、加美の風力発電を考える会の主催する研修会で、全国再エネ問題連絡会共同代表のM氏から「本契約は事業者にも有利で、加美町にも不利益をもたらす内容になっている」とのビデオメッセージによる指摘がありました。会場がざわつき、参加者のほとんどがこの発言にショックを覚えたと感じました。ましてや、不安を増強させられたのは私一人ではなかったと思います。

2022年12月9日の議会で、私が「町にも不利益を与える契約になっているとの批判は事実か」とただしたところ、町長は「事業者にも有利で町にも不利益な契約ではない」と答えております。

4点目になりますが、この契約はプロジェクトファイナンスという融資形態によるもので、事業会社を倒産させないための規定だということです。国内外で行われる大規模な事業、例えば石油、天然ガス、鉱物などの資源開発や、鉄道、発電所などのインフラ整備を指しますが、そういったことを対象に実施されている大規模な事業に該当する規定です。

今回の事業については、七十七銀行をはじめ東北地方銀行6行が連携して融資契約を締結していることが分かりました。貸手としては資金回収のために事業を継続させることが重要であり、そのために発電所と運営に必要な全ての契約などを担保にしています。万が一倒産した場合には、事業に関わっている関係者に迷惑がかからないように、金融機関が主導して発電所の運営を継続するために取られている手続だということです。事業者にも有利で、町にも不利益をもたらす契約になっているとの批判は一面的で的外れだと言わざるを得ません。請願の願意の妥当性は不十分であると私は判断しました。

⑥大規模風力発電について、企業と町が契約を結ぶ場合には議会の賛同を得るよう強く求め

ることとありますが、請願⑥については大規模風力発電に限定している理由が定かではありません。その上に、契約について議会が検証できるほどの専門的知見を有しているわけではなく、議会の権限の範囲を超えていることについて軽々に判断して将来に禍根を残さないためにも、採択できないと慎重に判断いたしました。

議員各位の理解と沈着冷静なる判断をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（早坂忠幸君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。15番米木正二君。

○15番（米木正二君） 私は、大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願について、賛成の立場から討論を行うものであります。

初めに、ここで、議員承知のことと思いますが、改めて請願について確認をしたいのであります。請願は、憲法第16条に「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止または改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と規定されており、近年、地方分権が進む中で、請願は公の機関に対しての希望の陳述だけでなく、政策の提案なども行われるようになっておりと研究が進められているのであります。

そして、請願法第5条には「請願を受けた機関は誠実にそれを処理する義務を負う」とうたわれているのであります。もちろんその請願内容に応じた措置を取る義務を負うものではありませんが、私たち請願を受けた議会は、誠実を第一として、その希望を処理する義務を負っているのであります。

その上で、請願書の1と2であります。1も2も町民の理解を得ない限りという条件の下に、絶対に事業を進めることがないよう、また絶対に事業を認めないようとなっております。民間事業者であれば町民の理解を得なくても事業を進めていいとはならないはずであります。他の自治体が反対を表明しているのは住民の理解を得ていないからということも大きな理由の一つになっており、本町だけがそれを認めるのでしょうか。

3について、保安林は、そもそも森林法に基づき、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林であることから、付近住民への土砂災害や洪水などの被害から守るために、あらかじめ所有者の権利は制限されているのであります。この解除は公益性や保安林としての役割を果たさなくなった場合のみとなっており、保安林の役割は地域住民の安全であり、所有者の権利の侵害には当たらないのであります。また、森林整備のために風力発電

を推進という意見があります。森林整備は町が行う事業であり、本質を見誤ることのない判断が必要であると思います。

4について、町有地は町民の財産であります。風力発電の安全性への不安、それは健康や自然災害、動植物など生態系、景観などへの不安も含め、これらが解消されないうちに町有地を貸し出すことがないように求めているのであります。もっともな請願であると考えます。

5の加美町と合同会社JRE宮城加美が締結した地上権契約の内容の検証についてであります。この契約は町にとって不利益であるという弁護士の方々がいます。それを町長が問題ないと言っているから大丈夫という方がいます。私たちは議員であり、町長の意見を検証もしないで認めたら、議会はその存在意義をなくしてしまうでしょう。そもそも、議会に説明もせず取り交わされた契約書を既に締結されているからといって承認してしまえば、何でも事後承認になってしまいます。町に不利益があると指摘されたなら、それを徹底検証するのが議会の当然の役割であると思います。

6について、5のようなことが起きないために、認めるべきであると考えます。

最後になりますが、町民の方々が不安に思っているにもかかわらず、その解消が行われないうちに議会がその方々の希望を消すようなことは行うべきでないと私は考えるものであります。結びに、私の思いの一端を申し述べさせていただきます。

山を切り開いて真っすぐな道路を造り、森の上にコンクリートで固められた土地をつくり、巨大な構造物を造り、たくさんの森の命を犠牲にし、誰かの苦しみを生むようなエネルギーは問題があります。

加美町は、美しい山、川に囲まれた自然豊かな地域であります。はるか昔からここにあり、命と暮らしが脈々と受け継がれてきました。何も生まず、変わらない毎日をそのまま未来へ受け継いでいく、何でもないこのことが一番大事なことで知っています。この地域に生まれてよかったと思われたい。美しい加美に引かれて移住してくる人もおります。本当の自然エネルギーとは何か、本当の豊かさとは何か、いま一度考える必要があると思います。

このことを申し上げ、私の賛成討論といたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げて、討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願について、不採択の立場で討論をいたします。

審査の過程でいろいろ論議されたところではありますが、主なものを指摘し、採択できない理

由を申し上げます。

請願の要旨1項目に「町民の理解を得ない限り絶対に事業を進めることのないよう強く求めてください」とありますが、住民の理解を得てという基本的なことは私も同感であります。しかし、法律に基づき、許認可を得て進めているものは慎重に扱うべきと思います。絶対とか全てということは、一切異論を受け付けないこととなります。我々議員は、多様な住民の意見を取り入れ、柔軟な合意形成を目指すべきと考えます。また、議員自ら提案により制定された加美町自然環境と再生可能エネルギーとの調和に関する条例の中の第1条目的、第3条理念、第6条町の責務、これらの内容からして、絶対に事業を進めるなどということは、調和に関する条例とかけ離れております。

先ほど討論の中で、林道の整備は町の仕事だといった意見がありました。確かにそうであります。しかし、町にも財源に限りがあります。高齢者をはじめとする社会福祉など、必ずやらなければならない優先順位の高い事業があり、きめ細かな林道整備までいかないことは、議員も承知のことと思います。

また、審査の過程で、近隣自治体と風力反対の連携を取るべきだといった意見もありました。各自治体における施設の規模や事業者も異なる中、それぞれの地域の自然的、社会的条件が違うわけでありますから、一様に連携を取るには無理があります。我が町の特性に合った方法での地方自治で進めることが重要であると考えております。

請願要旨の3項、4項目に「町長に対し、保安林の指定解除をしない」「町有地を貸さないよう強く求めてください」とあります。保安林解除も町有地貸与にしても、行政の許認可は客観的な状況に基づき判断される公益上の理由が必要であります。エリア内のどこに何基建設されるかまだ分からない状況の中で、現段階では公益性の判断がつかないと思われま

す。今、方法書に基づいた調査予測評価に入っていると思いますが、これから第3段階である準備書で業者から地域貢献が提案されるものと思います。そこで地元住民と合意形成され、農林業の振興、集落支援など公益性があるものと判断されれば保安林の解除もあり得るものと考えます。また、町有地貸与にしても、これらの理由により、風力発電事業者だけに貸さないという差別はいかなるものかと考えております。

請願要旨の5項目にあります「町とJRE宮城加美が締結した地上権契約内容の検証をしてください」とのことですが、既に契約済みでありますから、これは審査外のことです。まして既に建設中であるのに議会として検証して何ができるかという疑問があります。経産省が認可しているのにさらに検証してくださいというのは、道理にかなっていない、論理

の法則にかなっていないものと思われます。もし訴訟に発展した場合、法的な根拠を明らかにし、明確に回答できるのか、議会が自らの判断に責任を負うこととなります。

請願要旨6項目にあります「企業と町が協定や契約を結ぶ場合、議会の賛同を得るように強く求めてください」とのことですが、法令では町長の専属的権限に属する事項は条例で定めることはできないことが上位法で定められており、これを超えることはできません。つまり町長の契約執行上の範囲内に属するものは専決事項に当たり、5,000万円以上の工事請負あるいは財産の所得または処分においては予定価格700万円以上、もしくは土地1件5,000平方メートル以上であれば議決が必要と、地方自治法第96条の規定に基づき本町でも条例化されております。町では様々な契約を数多く行っております。これらを全て議会審議対象とするのは物理的にも困難であります。契約の規模、内容により、全て議会の賛同を得る必要はなく、むしろ執行権の侵害に当たり、行政事務手続を混乱させる危険性があります。

以上、主な理由を申し上げましたが、中には趣旨採択とすべきとの意見もありました。これだと願意である趣旨については採択されたが、他の6項目の実現性についてはどうなのかといった問題が残ることとなります。請願者は趣旨のとおり実現してほしいと訴えているのでありますから、実現の可能性を考えて判断すべきと思います。でないで議会の真意が表明できないこととなります。

よって、町の権限に属するものでない点が随所にあリまして、実現性を考えますと6項目全て不採択とすべきと考えます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。請願の要旨が6項目ございますので、1項目ごとに採決を行います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。

初めに、要旨の1、加美町にある大規模風力発電計画について、当該2社（株式会社グリー

ンパワーインベストメント、日本風力エネルギー株式会社) に対し、町民の理解を得ない限り、絶対に事業を進めることのないよう強く求めてくださいの採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案不採択であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

要旨の1を採択と決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂忠幸君) 起立少数と認めます。よって、要旨の1は不採択と決定されました。

次に、要旨の2、加美町にある大規模風力発電計画について、加美町長、宮城県知事、国(関係省庁)に対し、町民の理解を得ない限り、絶対に事業を認めることがないよう、白紙撤回も視野に入れるよう強く求めてくださいの採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案不採択であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

要旨の2を採択と決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂忠幸君) 起立少数と認めます。よって、要旨の2は不採択と決定されました。

次に、要旨の3、加美町長に対し、大規模風力発電計画における全ての保安林について指定解除の同意書を出さないよう強く求めてくださいの採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案不採択であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

要旨の3を採択と決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂忠幸君) 起立少数と認めます。よって、要旨の3については不採択と決定されました。

次に、要旨の4、加美町長に対し、大規模風力発電計画において町有地を貸与しないよう強く求めてくださいの採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案不採択であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

要旨の4を採択と決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立少数と認めます。よって、要旨の4については不採択と決定されました。

次に、要旨の5、加美町と合同会社JRE宮城加美が締結した地上権契約の内容の検証を行ってくださいの採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案採択であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

要旨の5を委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数と認めます。よって、要旨の5については採択と決定されました。

次に、要旨の6、大規模風力発電事業において、企業と町が協定や契約を結ぶ場合には、議会の賛同を得るよう強く求めてくださいの採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案採択であります。

なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。

要旨の6を委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数と認めます。よって、要旨の6については採択と決定されました。

日程第18 所管事務調査結果の報告について

○議長（早坂忠幸君） 日程第18、所管事務調査結果の報告についてを議題といたします。

初めに、総務建設常任委員会委員長から調査報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長味上庄一郎君、ご登壇願います。

〔総務建設常任委員会委員長 味上庄一郎君 登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（味上庄一郎君） 本委員会において実施いたしました所管事務調査の結果についてご報告申し上げます。

1. 調査事件

行財政改革の進捗状況と政策課題について

安全で安心して暮らせる生活基盤の整備について

2. 調査目的

行財政改革の実施状況を検証しながら、今後対応すべき政策課題について調査研究を行う。

安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向けた生活環境の整備充実について調査研究を行う。

3. 調査期間

令和3年5月から令和5年2月

4. 調査の経過

これまで計15回に及び委員会を開催し、調査内容については記載のとおりでありますので、お目通し願います。

5. 調査結果

調査結果については、10ページからとなります。

私からは、12ページからのむすびを読み上げ、報告とさせていただきます。

安定的な行財政運営は、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていく上で最も重要なテーマであります。町は、町民の多様なニーズに対応し、地域の実情に応じた個性豊かなまちづくりを進めるとともに、次世代に過度な負担を残さないよう努力しなければならないと思います。

今後、各分野における計画事業や様々な行政需要などを考慮すると、限られた財源の有効活用と効率の高い運用が求められます。行財政改革は喫緊の課題であり、町税をはじめとする貴重な自主財源の確保や効率的な予算の執行、既存事業の精査と経常経費の削減、地方債発行の抑制、適正な財政調整基金の確保等、行財政運営における最大限の努力を望むものであります。

なお、行財政改革の進捗状況についての報告が議会及び住民に対して決して十分であったとは言えなかったもので、今後検討していただきたいと思っております。

生活基盤の要となる町道等の整備については、町民の日常生活を支えるとともに経済交流の基盤となり、地域活性化に必要不可欠な社会資本であります。厳しい財政状況ではありますが、町民生活及び経済活動に支障を来すことのないよう計画的な町道等の整備に努めていただきました。

い。また、児童など歩行者が安全に通行できるよう歩道の整備も併せて検討していただきたいと思ひます。

そして、河川の整備については、昨年7月の大雨による被害のようなことが今後繰り返されることのないように、十分に検討した上で整備計画を策定することを要望いたします。

団員の減少により消防団を取り巻く社会環境は厳しい状況であります。「自らの地域は自らで守る」の精神に基づき活動する消防団でのやりがいや魅力を広報紙において定期的に掲載し、積極的に団員募集に取り組まれるよう努めていただきたい。

新型コロナウイルスの感染者数は減少しつつありますが、予断を許さない状況が続いております。感染対策等について誤解や混乱が生じないよう、県及び関係機関と連携し、町民に対して正確、迅速、積極的な発信に努めていただきたい。

第2期加美町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、特に移住定住の促進は、地方の人口減少という重点課題に直結するほか、町税及び普通交付税の確保という点で行財政改革にも強く関わる重要な取組であります。

とりわけ、若者人口の町外流出対策に焦点を絞った各種事業については、その効果を大いに期待するところであり、社会情勢の変化に伴う多様なニーズに対応しながら、より高い効果を上げられるよう努めていただきたい。

なお、地方創生事業としてサテライトオフィスや加美・クリエイティブ・アカデミーなど様々な新しい取組を展開しておりますが、住民誰もが参加することができ、地域課題解決につながるような事業となるよう要望いたします。

さらに、地域おこし協力隊については、加美町の伝統産業である中新田打刃物の後継者育成につながるような取組についても検討していただきたいと思ひます。

本委員会は、令和3年12月定例会において、加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例案を委員会発議で提出し、可決を得て制定することができました。今後は、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会において、本条例が遵守されているか確認や調査を実施してまいります。

なお、令和3年12月に漆沢の風力発電建設現場から土砂が流出した件について、議会への報告が大幅に遅れたことは大変遺憾であります。開発に当たっては透明性の確保に努めていただきたい。

「脱炭素社会の実現に向けた地域戦略について」をテーマとし、本年2月に本委員会が視察研修を行った鳥取県日南町では、町の面積の9割が森林であることを生かし、J-クレジット

制度の活用、町立林業学校の設立、子どもたちへの森林教育に取り組んでおりました。まさにSDGsの理念に合致する取組であると思われましたので、ぜひ本町でも参考にさせていただきたいと思います。

町当局におかれましては、本委員会の意見及び今後の議会との議論を踏まえ、行財政改革の推進及び政策課題の解決、安全で安心して暮らせる生活基盤の整備に積極的に取り組まれるよう要望するものであります。

以上で総務建設常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（早坂忠幸君） 調査結果の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて総務建設常任委員会の所管事務調査の結果報告を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会委員長から調査報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長一條 寛君、ご登壇願います。

〔教育民生常任委員会委員長 一條 寛君 登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（一條 寛君） 教育民生常任委員会において実施いたしました所管事務調査の結果についてご報告申し上げます。

1. 調査事件

切れ目のない教育及び生涯学習の環境整備について

共生社会の実現に向けた、保健・医療及び福祉体制の充実について

2. 調査目的

子育て支援体制や幼児・学校教育及び多様なニーズに対応できる生涯学習活動の環境整備について調査研究を行う。

住民一人一人が心身の健康に取り組み、健康で暮らしやすい生活を送るための、保健・医療・福祉体制の充実について調査研究を行う。

3. 調査期間

令和3年5月から令和5年2月まで

4. 調査の経過については、計16回に及び委員会を開催し、その調査内容については記載のとおりでありますので、お目通し願います。

5. 調査結果について報告いたします。

報告内容については、13ページからとなります。

私からは、20ページからのまとめを読み上げ、報告とさせていただきます。

令和2年から新型コロナウイルス感染症の流行が全国的に拡大した。令和3年からは国の方針で新型コロナウイルス感染対策としてワクチン接種が最優先課題となり、医師会の協力、町職員の協力の下、接種体制を確立し、ワクチンの供給量確保、当初は予約の取り方で混乱もあったが、効率的な接種を実施し、多くの町民が5回の接種を終えるまでに至った。感染症上の対応が5類になっても、町民の健康を守るための取組を要望したい。

国勢調査によると我が町は5年ごとに確実に7から8%人口が減少し、子どもの出生率の低下も顕著で、令和2年の我が町における出生数は88人である。

町立幼児教育・保育施設の再編のための課題の整理が行われ、中新田保育所の民営化が進められることになった。令和3年6月には庁内検討委員会が、7月には庁外検討委員会が設置され、中新田保育所民営化ガイドラインが策定された。事業者の公募及び審査の結果、株式会社NOVAが運営予定事業者として選定された。保護者の望む保育サービスが提供されることを期待する。

中新田放課後児童クラブにおいては、無料の中新田児童館と有料の児童クラブが混在しているのでは保護者も理解しない。小学校の空き教室の利用やプレハブなどでの開設も検討されたが、未解決となった。児童の事件・事故防止の観点からICTシステム「コドモン」の導入は好評を得ている。民営化するには定員管理や徴収金などを利用者にはしっかり説明する必要があり、民営化での経費削減の有無についてもしっかり検討してほしい。

小野田中学校、宮崎中学校が統合され、令和5年4月に開校される鳴峰中学校については、制服、部活動のユニフォームにおいては保護者の負担が出ないようにすることなどを求めた。校名においては「加美鳴峰」とすべきとの意見もあったが、統合準備委員会の意見を尊重し、選定の過程などを広報紙等で周知することで「鳴峰」と決定した。校歌は子どもたちの意見、言葉をふんだんに盛り込み、観光大使の竹森氏に作成を依頼した。鳴峰中学校を広く理解してもらうためにも、魅力化推進、地域創造学などの事業展開を強く望む。

中新田高校の全国募集に先立ち、令和4年より地域おこし協力隊をコーディネーターという形で迎え入れ、中新田高校並びに中学校の魅力化推進事業を進めることとなった。寮の整備については、もう一度しっかり検討し、整備計画を示すことを要望する。

魅力化でうたわれる探求学習とはどのようなものかを調査するため、先進的に取り組まれて

いる学校法人鶏鳴学園青翔開智中学校・高等学校を視察し、「探求」「共生」「飛躍」の教育方針の下、将来、世界の各界で活躍できる生徒を育てていることをご教授いただいた。探求による論文の発表内容は大学生が書くものとも遜色なく、大学進学のアオ入試にそのまま活用できているとのことだった。私立校であるから取り組めることでもあると思うが、加美町中新田高校においても探求学習の中で知恵を絞り、取り組むことを要望したい。

東北陶磁文化館は雨漏れがひどくなってきており、博物館相当施設の基準をクリアできない実態である。「収蔵品の分散、芹沢氏以外の収蔵品と混在の禁忌」などの条件をかなえる展示場所は現在なく、芹沢圭介氏より寄贈いただいた収蔵品1,157点は、芹沢氏の研究・展示室がある学校法人梅檀学園東北福祉大学に無償譲渡した。切込焼241点は、ふるさと陶芸館に移すこととなった。新博物館の整備も着実に進められることを要望する。

町当局におかれては、本委員会の意見及び今後の議会との議論を踏まえ、切れ目のない教育及び生涯学習の環境整備に積極的に取り組まれ、共生社会の実現に向けた、保健、医療及び福祉体制の充実を図られるよう要望いたします。

以上をもちまして教育民生常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 調査結果の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて教育民生常任委員会の所管事務調査の結果報告を終了いたします。

次に、産業経済常任委員会委員長から調査報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員会委員長木村哲夫君、ご登壇願います。

〔産業経済常任委員会委員長 木村哲夫君 登壇〕

○産業経済常任委員会委員長（木村哲夫君） 本委員会において実施いたしました所管事務調査の結果についてご報告申し上げます。

1. 調査事件

町民の暮らしが豊かになる産業の振興について

2. 調査目的

町の特性を生かした産業の育成を町民と共に考え、政策の提案を目指すため、町内の産業経

済の現状と課題及び町に対する要望について調査研究を行う。

3. 調査期間

令和3年4月から令和5年3月

4. 調査の経過については、計21回の委員会を開催し、その調査内容は記載のとおりでありますので、お目通しをお願い申し上げます。

5. 調査結果について報告いたします。

報告内容は、9ページからとなります。

私からは、11ページのむすびを読み上げて報告とさせていただきます。

むすび

少子高齢化や都市への人口流出、それに伴う地域の活力低下など、地方が抱える問題は年々深刻化してきており、それは本町においても例外ではありません。

このような中、町では「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しい、持続可能な町」を目指し、移住定住の推進、観光の振興、農家所得の向上、エネルギー自給率の向上に向けた施策に取り組んでいます。

しかしながら、人口の減少はなおも続いており、農家を含む町内中小企業者等においては地元消費の減少や人材・後継者不足などに悩まされております。また、近年においては、コロナ禍に伴う消費活動の縮小や国外情勢の急変に起因する生産コスト上昇なども大きな影響を及ぼし、経営が厳しい状況に置かれ、中小企業者等の存続の危機が懸念されます。

中小企業者等への支援について、町では各種補助金の交付などのほか、地方創生臨時交付金を大いに活用し、コロナの影響による減収の補填や新商品開発、販路拡大への補助、PayPay決済におけるポイント付与による消費拡大など様々な施策を講じてきました。

今後もこのような支援が継続されていくとともに、本定例会で議決し4月1日より施行される加美町中小企業及び小規模企業振興基本条例に定める基本理念にのっとり、中小企業者等の持続的発展を図る施策が展開され、地域経済の活性化、町民生活の向上につながることを期待いたします。

町当局におかれましては、本委員会の意見及び今後の議会との議論を踏まえ、本町が魅力と活力にあふれる町となるよう、町民の暮らしが豊かになる産業の振興について積極的に取り組まれることを希望します。

以上、報告といたします。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 調査結果の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて産業経済常任委員会の所管事務調査の結果報告を終了いたします。

次に、議会運営委員会委員長から調査報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長高橋聡輔君、ご登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 高橋聡輔君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（高橋聡輔君） 本委員会において実施いたしました所管事務調査の結果についてご報告申し上げます。

1. 調査事件

本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について
社会情勢に対応した議会改革、議会活性化等について

2. 調査目的

社会情勢に対応した議会運営、議会の活性化についての調査を行う。

3. 調査期間

令和3年4月から令和5年2月

4. 調査の経過

これまで計17回の委員会を開催し、調査内容については記載のとおりでありますので、お目通し願います。

5. 調査結果

調査結果については、7ページからとなります。

私からは、8ページのまとめを読み上げ、報告とさせていただきます。

本議会運営委員会は、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」「社会情勢に対応した議会改革、議会活性化等について」と題し、2年間にわたり調査検討を行ってきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止の観点から、本会議の会期日程等議会の運営に関して、会議の在り方、議会出席職員の制限、一般質問の在り方、傍聴の在り方について、時間を費やすことを余儀なくされたものであった。

会議の在り方に関しては、議場の演壇並びに一般質問台にアクリル板を設置し発言をすることで、登壇者の表情を極力分かるように配慮した。また、密集・密接を回避するため、答弁の

ために出席する説明職員を極力少なくするよう執行部に依頼した。さらに、一般質問に関しては、議員質問の持ち時間をこれまでの30分から20分に圧縮し、会議時間短縮化に努めた。傍聴に関しては、傍聴席数を削減し、傍聴自粛を促すなど、住民参加、情報公開の観点に逆行する対応を行わざるを得ず、住民に対して大変気が引ける議会運営となってしまった。

しかしながら、議会開会によるクラスター等が発生しなかったことが唯一の成果であったと言える。

社会情勢に対応した議会改革、議会活性化等については、新型コロナウイルス感染症が下火になってきた時期に、行政DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現として、スーパーシティ構想（データ連携による先端的サービスの提供で実現される未来社会）に向けた取組を行っている福島県会津若松市や、同じくDXの取組に対して町政アドバイザーを設置し、先進的にデジタル変革に取り組んでいる福島県磐梯町の視察研修を検討していたところだったが、感染拡大のために中止を余儀なくされ、残念であった。

このような状況にあっても、議員が会議を長期欠席することとなった場合の議員報酬、費用弁償及び期末手当の減額を行う条例等の一部改正が議員発議で達成されたことは、議会改革の大きな成果であったと考えている。

2年に及ぶ調査検討にかかわらず、議会運営委員会として多くの検討事項を積み残してしまったが、次期改選委員会においてはタブレットの有効活用や議会のDXのためにも福島県会津若松市、磐梯町は知っておくべき先進事例として記し、今期間のまとめとするものである。

以上、当委員会の報告といたします。

○議長（早坂忠幸君） 調査結果の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて議会運営委員会の所管事務調査の結果報告を終了いたします。

日程第19 閉会中の継続調査について

○議長（早坂忠幸君） 日程第19、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、議会広報常任委員会委員長味上庄一郎君より「議会だより」の編集に関する事項について、議会運営委員会委員長高橋聡輔君より本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申

出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は3月23日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、令和5年加美町議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時38分 閉会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月17日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 高橋聡輔

署名議員 三浦又英